

チェコ共和国 (Czech Republic)

通信

I 監督機関等

1 産業通商省 (Ministry of Industry and Trade)

Tel. : +420 224 851 111

URL : <http://www.mpo.cz/>

所在地 : Na Františku 32 110 15 Praha 1, CZECH REPUBLIC

幹部 : Jan Mládek (産業通商大臣 / Minister of Industry and Trade)

所掌事務

国内産業、電力、貿易、消費者保護等の政策や法律の策定を担う。電気通信の関連の所掌業務は法律、政策立案、戦略策定、EU 域内連携、国際連携等である。

2 チェコ通信局 (Czech Telecommunication Office : CTU)

Tel. : +420 224 004 111

URL : <http://www.ctu.eu/>

所在地 : Sokolovská 219, Praha 9, CZECH REPUBLIC

幹部 : Jaromír Novák (長官 / Chairman)

所掌事務

「電気通信の法律と関連する法律の修正」に基づき 2005 年に設立された。1993 年に経済省に設置された部局を前身とする。電気通信と郵便サービスの規制監督を所掌する。電気通信分野では主に電気通信事業の一般認可、顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者の認定、ユニバーサル・サービス事業者の認定、料金決定、紛争処理、周波数管理などを所掌している。

II 法令

電気通信の法律と関連する法律の修正 : 電気通信法 (Act No.127/2005 on Electronic Communications and on the Amendments to Certain Related Acts (Electronic Communications Act))

2005 年に制定された電気通信分野の基本法令で、EU の「枠組指令」(2002/21/EC) に適合する内容となっている。同法は 2000 年に制定された法律を改正したものであり、改正の目的は新たなサービスやメディア融合といった電気通信分野の急速な発展への対応にある。具体的には、ユニバーサル・サービス

の促進、相互接続の料金や消費者の支払う料金の低下、競争の促進等を推進する内容となっている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

事業者の電気通信市場への参入を単純化するために 2005 年に新たな法律（Ⅱの項参照）を制定する際に免許制度は撤廃され、一般認可制度が導入された。電気通信網やサービス、並びに関連する設備にかかわる事業を展開する事業者は、事業開始前に CTU に届出を行い、許可を受ける必要がある。

2 競争促進政策

（1）民営化

2001 年 1 月に市内通信市場、長距離通信市場、国際通信市場が自由化された。固定通信市場を独占していた旧国営事業者のチェコ・テレコム（Cesky Telecom）は、2005 年 5 月にスペインに本拠を置くテレフォニカにより買収され、O2 チェコ（O2 Czech Republic）となった。

（2）番号ポータビリティ

番号ポータビリティは、固定回線では 2001 年の自由化に伴い導入された。移動電話の番号ポータビリティは 2006 年 1 月に導入された。番号ポータビリティの利用は着実に増加している。

（3）ローカル・ループ・アンバンドリング

ローカル・ループ・アンバンドリング（Local Loop Unbundling：LLU）は EU 加盟の一条件に数えられ、当時 EU 加盟を目指していたチェコは 2003 年に LLU を開始した。SMP 事業者はローカル・ループを提供する義務を負う。2015 年には区分が見直され、関連市場は市場 1、2、3a、3b、4 の四つに区分された。

（4）MVNO

2012 年に競争促進政策の一つとして MVNO の参入が開始された。現在、MVNE（仮想移動体通信支援事業者）を含む約 80 の事業者が市場に参入し、移動体通信市場の約 7% のシェアを占めるに至っている。

（5）移動電話着信接続料金規制

チェコは他の欧州諸国と比較して移動電話の着信接続料金が高額で欧州委員会が是正を要求していた。料金は段階的に引き下げられており、2013 年第 3 四半期の着信接続料金は 0.27CZK となっている。なおボーダフォン・チェコ（Vodafone Czech Republic）、O2 チェコ、T モバイル・チェコ（T-Mobile Czech Republic）の間で取決めが交わされ、2013 年 4 月 1 日以降、着信接続料金は統一されている。

3 情報通信基盤政策

(1) ユニバーサル・サービス

「電気通信法」の第 38、39 条に規定されている。ユニバーサル・サービスの対象は公衆電話、並びに身体に障がいを抱える人たちの公的な電話サービスへのアクセスと特別料金である。ユニバーサル・サービス事業者はあらかじめ指定されているわけではなく、入札及び入札後の CTU による評価によって決定される。現在は最大手の O2 チェコがユニバーサル・サービス事業者として指定されている。なお、ユニバーサル・サービス向けの公的財源は 2010 年以降確保されている。

(2) 高速ブロードバンド

デジタル・チェコ 2.0 (III-4 (1) の項参照) に基づき 2020 年までに国内全域に 30Mbps のブロードバンド・カバレッジの達成、並びに世帯の 50% に 100Mbps のブロードバンド・カバレッジの達成を掲げている。CTU は目標達成に向けて産業通商省と共同で財源の確保にかかわる計画の策定を行っている。

4 ICT 政策

(1) デジタル・チェコ 2.0

2013 年 3 月に政府が採択した電気通信の基本政策であり、政策の主目的は電気通信分野の利活用を促進し、情報通信技術やサービスを近代化することである。本政策は高品質の通信基盤の発展、デジタルサービスの拡大、デジタルリテラシーの促進の三つの柱で構成されている。具体的な取組みとして、高速ブロードバンドの普及、エンドユーザの利益となるような周波数の有効利用、デジタル経済の自主規制メカニズムの強化、社会的地位や身体的条件にとらわれない ICT の利活用促進、デジタルリテラシーの向上に向けた生涯学習などを挙げている。産業通商省、労働・社会問題省、文化省、CTU といった関連機関は共同で各種の取組みを実行していく方針が示されている。

(2) 競争力の向上に向けた起業家とイノベーションの実行プログラム

(Operational Programme Entrepreneurship and Innovation for Competitiveness 2014-2020)

産業通商省により提案された中小企業やイノベーションを支援する政策で 2014 年 7 月に政府により承認された。本政策は 2014 年から 2020 年まで実施され、予算として 1,160 億 CZK が割り当てられる。主な目的は中小企業への支援による国内産業の競争力向上にあるが、ビジネス環境の整備や各種サービスへのアクセス向上という観点から次世代の高速インターネット (NGA) の整備や有効な ICT サービスの利活用もプログラムの内容に含まれている。

5 消費者保護政策

電気通信サービスの品質保持

CTU は電気通信サービスに関して消費者から苦情を受け付ける制度を設けている。苦情の内容は誤った代金請求、サービスの品質、契約関連、番号ポータビリティ関連が多くを占めていた。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

チェコの基準認証枠組は「欧州指令 No.1999/5EC (RTTE 指令)」に完全に適合している。また、チェコ市場で流通するすべての電気通信製品は、チェコ語による取扱説明書やパッケージ、EC 認証マーク、シリアル番号や製造者名、適合宣言書のコピー、チェコ語による適合声明書などの要件を満たす必要がある。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話から移動電話への移行、並びに VoIP の台頭により公衆交換電話網 (PSTN) の加入者数は減少傾向にある。

O2 チェコが市場シェアの大半を占め、顕著な市場支配力を持つ。このほかの事業者として、米メディア関連企業のリパティ・グローバルが保有しケーブル事業を展開する UPC チェコが VoIP サービスで一定の加入者を獲得し、企業サービス部門では O2 チェコの競合相手となっている。

2 移動体通信

ネットワーク事業者として、2014 年現在では投資会社の PPF グループが経営権を持つ O2 チェコ (前ブランド: Eurotel)、ドイツに本拠を置く T モバイルの子会社である T モバイル・チェコ (前: RadioMobil)、英ボーダフォンの子会社ボーダフォン・チェコ (前: Cesky Mobile)、2007 年に CDMA 事業者として市場参入した U:fon (現: Air Telecom) が事業を展開している。市場では T モバイル・チェコ、O2 チェコ、ボーダフォン・チェコの 3 社が競合しており、Air Telecom の市場シェアは 1% にも満たない。MVNO は 2012 年に開始され、BLESKmobil など約 80 の事業者がサービスを提供している。2014 年末現在の加入者数は約 110 万となっている。

3G サービスは O2 チェコが 2004 年に開始、現在はすべてのネットワーク事業者が 3G サービスを提供している。カバレッジは 9 割を超えている。次世代規格の LTE については、2012 年 6 月に O2 チェコがトライアル・サービスを開始、以後 T モバイル・チェコが 2013 年 10 月に、ボーダフォン・チェコが 2013 年 12 月にサービスを開始している。LTE-Advanced (LTE-A) は T モバイル・チェコ

と O2 チェコが 2014 年 7 月にサービスを開始した。ボーダフォン・チェコも 2014 年 9 月に LTE-A のサービスを開始した。

3 インターネット

固定ブロードバンドの普及率は上昇しているものの、高速のモバイル・インターネットの普及により鈍化している。

2014 年末現在、最も利用割合の多い接続方式は DSL で約 33%となっている。以下、ケーブルモデムが約 17%、LAN/FTTx が 16%と続く。事業者は、固定電話や移動体通信市場でも多数のシェアを抱える O2 チェコが固定ブロードバンド市場でも最大のシェアを占めている。同社の 2015 年 6 月末のシェアは 28.6%となっている。また、ケーブル事業を展開する UPC チェコが 100 都市以上でサービスを提供し、約 15%のシェアを獲得している。このほか GTS チェコ、Dial テレコム、T モバイル・チェコなどもサービスを提供している。

光ファイバは、O2 チェコが主要都市を中心にサービスを展開している。また、地域事業者が首都の光ファイバ網を通じてサービスを提供している。

WiMAX は Ceske Radiokomunikace が 2009 年からサービスを開始、現在は 10 数都市でサービスを提供している。

4 新成長サービス

(1) IPTV

IPTV が電気通信事業者やケーブル事業者によって提供されている。O2 チェコは 100 以上のチャンネルが視聴可能で、オン・デマンド・サービス (VoD) やモバイル端末での視聴にも対応した O2 TV を提供している。競合事業者の T モバイル・チェコも同様のサービスを提供している。またケーブル事業者の UPC チェコもサービスを提供している。

(2) トリプルプレイ

O2 チェコは固定ブロードバンド、IPTV サービス、移動電話通話 (自社間) のパッケージを提供している。また、ケーブル事業者の UPC チェコは固定ブロードバンド、テレビ、VoIP のパッケージを提供している。

VI 運営体等

1 運営体

(1) O2 チェコ (O2 Czech Republic)

Tel. : +420 840 114 114

URL : <http://www.o2.cz/>

所在地 : Za Brumlovkou 266/2, Praha 4, CZECH REPUBLIC

幹部 : Tomáš Budník (最高経営責任者 / CEO)

概要

固定電話、移動体通信、固定ブロードバンド等の電気通信サービスを提供しており、いずれのサービスにおいても高いシェアを占めている。前身は国営事業者のチェコ・テレコムで、2005年にスペインに本拠を置くテレフォニカにより買収された。以降テレフォニカが株式の約7割を保有し、子会社として運営されてきたが、テレフォニカは2013年10月に株式の大半をチェコの投資会社PPFグループに売却すると発表した。PPFグループによる株式の取得は欧州委員会により承認され、経営権はPPFグループに移行した。ただし「O2チェコ」の会社名は継続して使用される。

(2) Tモバイル・チェコ (T-Mobile Czech Republic)

Tel. : +420 603 603 603

URL : <http://www.t-mobile.cz/>

所在地 : Tomíčková 2144/1, Praha 4, CZECH REPUBLIC

幹部 : Milan Vašina (最高経営責任者/CEO)

概要

1996年にドイツのTモバイルを含むコンソーシアムCMobilと放送事業者CRaの共同ベンチャーがGSM免許を取得し、RadioMobilとして事業を開始した。同社は2002年にTモバイルにより買収され、Tモバイル・チェコに会社名を改めた。現在は移動体市場で1位のシェアを占めるほか、固定ブロードバンド市場にも参入している。

放送

I 監督機関等

1 文化省 (Ministry of Culture)

Tel. : +420 224 318 155

URL : <http://www.mkcr.cz/>

所在地 : Maltézské náměstí 1 118 11 Prague 1, CZECH REPUBLIC

幹部 : Daniel Herman (文化大臣/Minister of Culture)

所掌事務

芸術、文化・教育活動、出版・プレス、著作権等を所掌している。放送分野はメディア・視聴覚部局が所掌し、法律の草案作成やラジオ・テレビ分野の法律に基づく規制などを行う。

2 ラジオ・テレビ放送評議会 (Council for Radio and Television Broadcasting : RRTV)

Tel. : +420 274 813 830

URL : <http://www.rrtv.cz/>

所在地 : Skretova 44/6, 120 00 Prague 2, CZECH REPUBLIC

幹部 : Ivan Krejčí (会長 / Chairperson of the Council)

所掌事務

「ラジオ・テレビ放送法」(Ⅱの項参照)に基づき、2001年に設立された機関でテレビやラジオ放送の内容に関する監督や、放送免許の付与、変更、取消しなどを所掌する。委員は13人で任期は6年である。

3 チェコ・テレビ評議会 (Czech Television Council)

URL : <http://www.ceskatelevize.cz/rada-ct/>

所掌事務

「チェコ・テレビに関する国家評議会の法律」に基づき、1991年に設立された機関で、公共放送であるチェコ・テレビの予算や番組計画、放送コードの規制等を所掌する。委員は15人で任期は6年である。

Ⅱ 法令

ラジオ・テレビ放送法 (Act on Radio and Television Broadcasting)

2001年に放送分野の基本法令として制定・施行された。ラジオ・テレビ放送評議会の設置、免許内容、放送事業者に課せられる義務、欧州製コンテンツの推進などを規定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

送信設備、衛星、ケーブル等を通じた放送の免許は RRTV が付与する。有効期間はラジオ 8 年、テレビ 12 年となっている。電気通信網を通じた再送信については、RRTV への登録が必要となる。

2 公共放送関連政策

受信料

公共放送の財源として受信料が徴収されている。テレビ放送の受信料は月額 135CZK、ラジオ放送の受信料は月額 45CZK となっている。

3 地上デジタル放送

地上デジタル放送は 2005 年に開始され、2012 年 6 月末にはアナログ放送が停波し地上デジタル放送への移行が完了した。

現在は、地上デジタル放送用に五つのマルチプレックスが割り当てられている。

マルチプレックス 1 では公共放送チェコ・テレビ (Czech Television) 並びにチェコ・ラジオ (Czech Radio) のチャンネルが放送されている。マルチプレックス 2 では商業放送のテレビ・ノヴァ (TV Nova) やプリマ (Prima) のチャンネルが放送されている。その他、マルチプレックス 1a ではチェコ・テレビの HD 放送が実施されている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送のチェコ・ラジオが 8 チャンネルの放送を行っている。このほか 13 の地域局で放送が行われている。商業放送は Evropa2、Frekvence 1、Radio Impuls 等が全国放送を行っている。地域放送を含めると約 100 以上の事業者が放送を行っている。国際放送は、チェコ・ラジオが「Radio Praha」の名称で、インターネットと衛星波によりチェコ語、ドイツ語、英語、スペイン語、フランス語、ロシア語の 6 言語で実施している。

2 テレビ

2012 年 6 月 30 日にデジタル移行が完了している。全国放送の事業者は公共放送のチェコ・テレビ、商業放送のテレビ・ノヴァ、プリマ、テレビ・バランドフ (TV Barrandov) などがある。

チェコ・テレビは総合チャンネルの「CT1」(HD 放送)、ドキュメンタリーや海外映画を放送する「CT2」(HD 放送)、ニュース専門の 24 時間放送チャンネル「CT24」、スポーツ専門の「CT sport」(HD 放送)、子ども向け教育チャンネルの「CT :D」、文化や音楽などを中心に扱う「CT art」の 6 チャンネルを全国向けに放送している。

1992 年に全国放送を開始したテレビ・ノヴァには、映画、音楽、スポーツ、子ども向けアニメなどを扱うチャンネルがある。1994 年に全国放送を開始したプリマは、総合チャンネルの「Prima」、映画や海外バラエティを扱う「Prima COOL」、女性向けの海外ドラマを扱うチャンネル「Prima LOVE」、自然等をテーマにした番組を放送する「Prima ZOOM」の 4 チャンネルがある。

3 衛星放送

米メディア関連企業のリバティ・グローバルの衛星放送子会社 UPC DTH が展開する freeSAT が複数の料金パッケージでサービスを提供している。加入数は約 10 万である。ルーマニアの通信事業者 RCS & RDS 系列の Digi TV は 2006 年からサービスを開始、加入数は約 20 万となっている。このほか、ルクセンブルクの M7 グループが展開する Skylink もサービスを提供している。

4 ケーブルテレビ

ケーブル事業者の UPC チェコがデジタルサービス、及び一部地域でアナログ

のサービスを提供している。デジタルサービスの基本パッケージには 100 以上の映像チャンネルとラジオチャンネルが含まれている。その他プレミアム・チャンネルや HD 番組も用意されている。UPC の発表では、デジタルケーブルの加入数は約 37 万である。

V 運営体

チェコ・テレビ (Czech Television : CT)

Tel. : +420 261 131 111

URL : <http://www.ceskatelevize.cz/>

所在地 : Kavčí mountains, 140 70 Praha 4, CZECH REPUBLIC

幹部 : Petr Dvořák (会長 / General Director)

概要

前身は 1953 年に開局したチェコスロバキア・テレビで、チェコとスロバキアの分離に伴い 1992 年に設立された公共放送事業者である。財源は広告収入と受信料である。ただし広告放送は限定されており、スポーツや文化番組で同番組ジャンルに関連する広告に限られている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

チェコ電気通信庁 (CTU)

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

電子通信法 (Electronic Communications Act) を根拠に、無線周波数割当の入札手続の実施、周波数免許人の義務履行の監視、無線周波数の利用に係る調整、無線送信設備の性能確認、無線周波数の管理と無線局データベースの整備などの事務を執り行う。

2 標準化機関

チェコ標準・計量・試験局 (Czech Office for Standards, Metrology and Testing)

Tel. : +420 224 907 111

URL : <http://www.unmz.cz/urad/unmz/>

所在地 : Gorazdova 24, 128 01 Praha 2, CZECH REPUBLIC

所掌事務

「チェコ国家評議会法第 20/1993 号」によって設立された組織。標準、計量及び試験にかかわる活動を国の行政機関として実施し、活動費用は産業通商省の予算で賄われる。主業務は、技術的な標準、計量及び試験に関する規則の策定や、チェコと欧州との間の標準や技術規格の調整である。

II 電波監理政策の動向

周波数割当の権限を有する CTU は、無線周波数使用权の数が限られている場合、あるいは CTU がその数を制限した場合には、入札手続(tendering procedure)を通じて周波数を割り当てることができる。CTU は入札者の条件を定めることができ、入札審査においては、割り当てられた周波数を使用するに値する財務的、技術的、専門的な裏付け、周波数の使用方法や使用開始時期、電子通信網の構築に投じる設備投資額などを考慮することができる。

CTU は、800MHz/1.8GHz/2.6GHz のマルチバンドオークションを 2013 年 11 月 11～19 日に実施した。落札事業者は T モバイル・チェコ、O2 チェコ、ボーダフォン・チェコの 3 社で、落札総額は 85 億 CZK。落札された帯域幅は合計 88MHz で、その最低落札価格は 78 億 CZK であった。

O2 チェコ、T モバイル・チェコ、ボーダフォン・チェコ各社の支払総額はそれぞれ、28 億 CZK、26 億 CZK、31 億 CZK。800MHz 帯は T モバイル・チェコが 2×10MHz を 22 億 3,100 万 CZK で、O2 チェコが 2×10MHz を 23 億 8,600 万 CZK で、ボーダフォン・チェコが 2×10MHz を 26 億 6400 万 CZK で落札した。1.8GHz 帯は 2×1MHz 単位で 9 ブロックが 2 億 8,800 万 CZK で落札され、2.6GHz 帯は 3 社それぞれが 2×5MHz 単位で 4 ブロックを落札し、その落札額の合計は 9 億 6,000 万 CZK となった。一方で、1.8GHz 帯の 2×15.8MHz の 1 ブロック、並びに 2.6GHz 帯の 2×5MHz の 2 ブロック及びアンペアバンドの 50MHz の合計 81.6MHz が売れ残った。

CTU は当初、第 4 の事業者の新規参入を促すために優先枠を設け、900MHz 帯を保有していない申請者に対して、1.8GHz 帯の 2×15.8MHz に加えて、800MHz 帯の 2×10MHz を確保した。しかし、オークション資格を得た新規参入の Sazka Telecommunications と Revolution Mobile (投資グループ PPF 傘下) の 2 社が、最終的に 800MHz 帯へのオークション参加を見送ったことから、新規参入の実現には至らなかった。

売れ残った 1.8GHz 帯と 2.6GHz 帯は、財務省の要請に従い 2014 年中のオークション実施に向けて、CTU が再オークションの新たなオークション規則案を策定し、2014 年 8 月 1 日にパブリックコメントの募集が締め切られたが、オークション実施時期は未定である。

CTU は 3600-3800MHz (3.7GHz 帯) の 200MHz 幅についても移動業務とし

てオークションを実施する計画で、当該免許の条件案に対する利害関係者からのコメント募集が 2015 年 5 月 5 日に締め切られたが、オークション開始時期については未定である。当該帯域は 1 ブロックを 40MHz としたアンペアバンドとして合計 5 ブロックがオークションにかけられる。各ブロックの最低価格は、欧州諸国の料額のベンチマークに基づき、1,700CZK に設定されている。免許期限は 2030 年 12 月 31 日まで。当該帯域の免許人は、割当幅が 80MHz 幅以下の場合には 5 年以内の市町村カバレッジ（人口 5,000 人以上の市町村を対象）が 30% で、80MHz 幅を超える場合は 45% の義務を負う。

O2 チェコは 2015 年 5 月、CTU に対して、2016 年 2 月に期限を迎える既存の 900MHz 帯及び 1.8GHz 帯の免許の更新を求め、同年 10 月に承認を得た。免許期間は 2016 年 2 月 8 日から 2024 年 10 月 22 日まで更新され、O2 チェコは当該期間の免許料として 4 億 3,200 万 CZK を支払った。

Ⅲ 周波数分配状況

電子通信法を根拠に政令第 105/2010 号に基づき周波数割当計画である国家周波数割当表（National Table of Frequency Allocation : NTFA）が公表される。

周波数分配表 URL は以下のとおりである。

http://www.ctu.eu/164/download/Measures/NTFA/CZE_NTFA10.pdf